

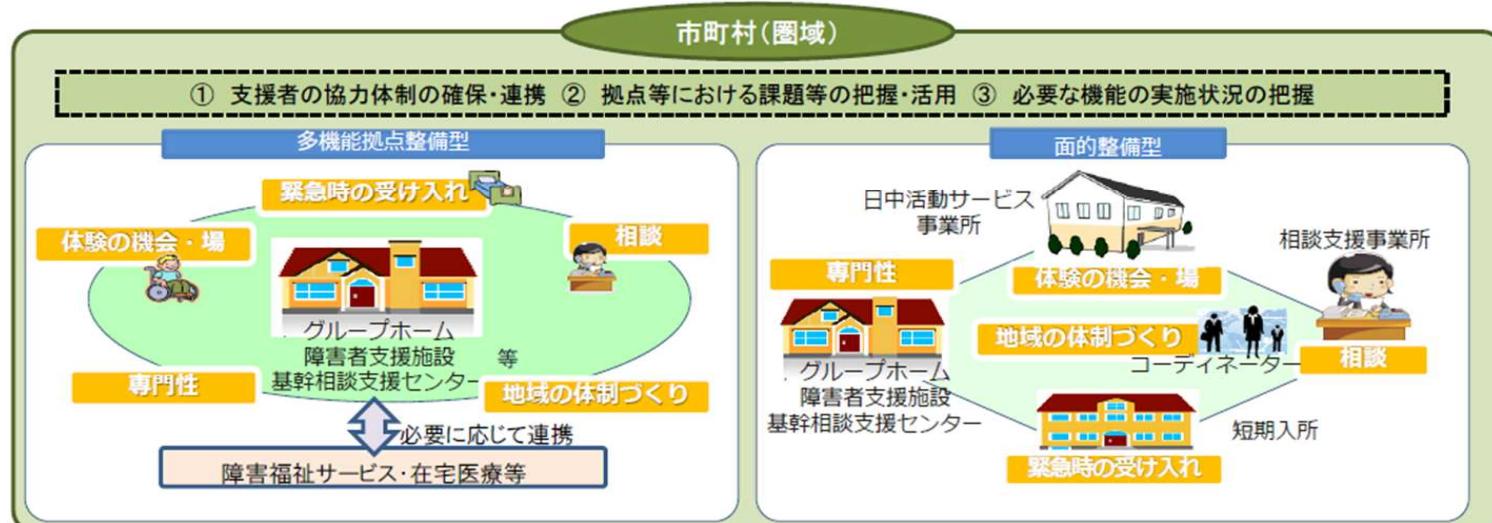
地域生活支援拠点等の概要

- ◆ 地域生活支援拠点等とは、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者等の生活を地域全体で支えるため、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。
 - ◆ 地域生活支援拠点等の整備の目的は、具体的に以下の 2 点です。
 - (1) 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
 - (2) 体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備することなどにより、障害者等の地域での生活を支援する。
 - ◆ 地域生活支援拠点等に必要な機能は、次の 5 つであり、地域の実情を踏まえ、市町村が必要と判断した機能を備えることとされています。
- ① 相談 ② 緊急時の受け入れ・対応 ③ 体験の機会・場 ④ 専門的人材の確保・養成 ⑤ 地域の体制づくり

【国の地域生活支援拠点等の整備手法イメージ図】

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



第6期箕面市障害福祉計画・ 第2期箕面市障害児福祉計画(抜粋)

【第1章】計画の基本的な考え方

3 重点施策

(1) 地域生活の支援と地域共生社会の実現に向けた取組

障害者の高齢化・重度化はもとより、親の高齢化も喫緊の課題であり、「親亡き後」に関する不安の声は切実です。これからも住み慣れた箕面市で安心して生活を継続できるよう、基幹相談支援センターを核とした相談支援や、緊急時のショートステイによる受け入れ対応体制などを備えた地域生活支援拠点等の機能の充実、グループホーム等による居住の支援、サービスの担い手となる人材の確保、医療機関との連携強化など、子どもから大人になるまでの切れ目ない支援を行うための環境整備を進め、地域での包括的な支援体制の構築をめざします。

【第3章】障害福祉サービス等の内容と見込量

3 成果目標

(3) 地域生活支援拠点等の確保及びその機能の充実

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は既存の社会基盤の連携・活用による面的な体制をいう。以下同じ。）の整備については、地域レベルでの取組の基礎とするため、障害者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、課題に応じてどのような機能をどの程度備えるべきかについて、障害福祉サービスや相談支援等のニーズ、既存の障害福祉サービスや相談支援等の整備状況、基幹相談支援センターの設置状況等、地域の実情に応じて、地域生活支援拠点等として在るべき姿を検討することが求められます。

国が示す地域生活支援拠点等の機能は、「地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談」「一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供」「ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保」「人材の確保・養成・連携等による専門性の確保」「サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり」の5つです。

本市では、既存の社会資源を活用し、「面的な整備」として地域生活支援拠点等の機能の一部を位置づけます。ただし、障害者やその家族等の生活を地域全体で支える中核としての役割を担うに相応しい体制としては不十分であるため、市立施設の建て替え等に併せて、機能の水準や充足状況について継続的に検証及び検討を行います。検証及び検討の場は、箕面市自立支援協議会及び箕面市障害者市民施策推進協議会とし、年2回実施します。

箕面市における地域生活支援拠点等の機能

- ◆ 「第6期箕面市障害福祉計画・第2期箕面市障害児福祉計画」でも示しているとおり、箕面市では、地域における複数の機関が分担して機能を担う面的整備として、市内の既存の資源を活用し、地域生活支援拠点等の機能の一部として位置づけます。
- ◆ 具体的な機能としては、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、④専門的人材の確保・育成の3つです。各機能を担う機関、制度や内容は下記に記載のとおりです。
- ◆ これにより、地域生活支援拠点等の整備が完結するものではなく、機能の水準や充足状況については、自立支援協議会及び障害者市民施策推進協議会において、継続的に検証を実施し、あかつき園の建て替え等にあわせて検討していきます。

① 相談

- 制度・内容
市基幹相談支援センターを中心とした緊急時※に対応する24時間支援体制
- 機関
基幹相談支援センター（箕面市地域包括ケア室）

② 緊急時※の受け入れ・対応

- 制度・内容
令和2年度より実施している「虐待等緊急対応事業」
- 機関
基幹相談支援センター（箕面市地域包括ケア室）

④ 専門的人材の確保・養成

- 制度・内容
平成24年度より実施している「箕面市保健・福祉研修奨励金」による従事者養成研修費の一部助成
- 機関
箕面市障害福祉室

※緊急時とは、

- ・障害者への虐待またはその恐れがあり、障害者と同居の監護者の分離が必要な場合
- ・障害者と同居の監護者又は監護者の親族の急病、不慮の事故など、当該監護者による障害者の支援が緊急に困難となった場合を想定しています。

地域生活支援拠点等の機能の状況（令和4年度）

	現状（機能として位置づけていること）	市として考える課題・検討事項
①相談	基幹相談支援センターを中心とした緊急時に対応する24時間支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センター、委託相談、特定相談支援事業所の緊急時の相談対応時の役割の整理 ・市立施設の建て替え時に併せて機能の位置づけを検討
②緊急時の受け入れ・対応	<p>「虐待等緊急対応事業」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的にサービス利用を優先し、相談支援専門員が受け入れ調整を実施。 ・利用契約なしでも、空きがあり受け入れ体制が調べられる場合に緊急利用可である市外10事業所で調整。 ・その他、市内高齢者入所施設2施設の居室を確保。施設で支援体制を確保できない場合は、外部の事業者（居宅介護や重度訪問介護）による介護サービスを提供を想定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時に受入可能な市内短期入所事業所の整備（市立施設の建て替え時に機能の位置づけを検討） ・医療的ケア等受け入れができない場合の対応策の検討 ・「居室」の確保以外の対応策の必要性の検討
③体験の機会・場	<p>※機能としての位置づけなし (現状、各障害福祉サービスでの体験利用、体験入居を実施)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設や親元からグループホーム、一人暮らし等への生活の場へ移行しやすくするためのサービス以外での「体験の機会・場」の必要性の検討
④専門的人材の確保・養成	<ul style="list-style-type: none"> ・「箕面市保健・福祉研修奨励金」による以下の従事者養成研修費の一部助成 【対象研修】（予算：年間20万円上限） <ul style="list-style-type: none"> ・移動支援従事者養成研修 ・同行援護従事者養成研修 ・重度訪問介護従事者養成研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・不足する専門的人材の確保策の検討 (従事者養成研修の対象研修の見直しの必要性の検討など) ・医療的ケアの支援体制の充実策の検討
⑤地域の体制づくり	<p>※機能としての位置づけなし (現状、自立支援協議会にて地域課題の情報共有等を実施)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・機能の位置づけの必要性の検討